

令和6年度市・県民税申告相談のお知らせ【中仙地域版】

今年も2月7日(水)から市・県民税の申告相談が始まります。「広報だいせん/だいせん日和1月号」にも記載しておりますので、そちらもご確認ください。

会場は **中仙農村環境改善センター 多目的ホール**です。

申告期間中は市民サービス課窓口では申告相談を受付しておりません。ご注意ください。

申告書をご自分で記載する場合は、郵送でも受付いたします。また、所得税の確定申告は税務署での申告やe-Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用ください。(※e-Taxについては国税庁ホームページをご参照ください。)

混雑を避けるため、地区ごとに指定日を設けております。(ご都合のつかない場合は指定日以外でも受付いたしますので、裏面の日程表をご確認の上、ご来場ください。)

今年も日曜申告を2回行いますが、日曜申告は大変混み合い、お待ちいただく時間が長くなると思われるので、ご了承の上お越しく下さい。なお、日曜申告の午後の受付時間は15:00までとなります。

譲渡申告用の確定申告書が送付された方、申告内容が複雑な方などにつきましては、誠に恐れ入りますが税務署での申告をお勧めする場合がありますのでご了承ください。

↓こちらに該当する方は申告が必要です↓

「申告書」や「申告のお知らせはがき」が送付されていない方でも、以下に該当する場合は申告が必要となりますのでご注意ください。なお、**申告書や申告の手引きが必要な場合は税務担当までご連絡ください。**

○営業、農業、不動産所得があった方(※青色申告は受け取りのみで書類作成はできません。)

○土地・家屋・高額な動産等の売却をした方

○生命保険、損害保険や定期年金の満期、解約等により払い戻しがあった方

○医療費控除、寄附金控除、扶養控除、社会保険料控除など各種控除の申告をする方(控除の申告により市・県民税が安くなる方など)

○新規に住宅借入金特別税額控除(住宅ローン控除)の適用を受ける方 など

※上記のうち、控除を受けるための申告については、一定の所得がある方(毎年、市・県民税が課税されている方など)に限り控除が可能です。そのため、申告の必要がない場合もあります。

「広報だいせん だいせん日和 1月号」に申告が必要か不要かを判断できるフローチャートを掲載しておりますのでそちらもご確認ください。

申告に必要な物 (※ 申告書にはマイナンバーの記載が必要です)

◎①マイナンバーカード または、②マイナンバー通知カードと身分証明書(運転免許証、保険証等)

(※被扶養者や事業専従者のマイナンバーも必要です。ただし身分証明書は不要です。)

◎本人名義の通帳又はキャッシュカード(所得税還付金がある場合に必要です)

◎税務署から確定申告に係る通知が送付された方は、その送付物

◎給与所得や公的年金所得がある方……源泉徴収票の原本

◎営業、不動産所得などの所得がある方……収支計算書・領収書など

◎農業所得がある方……収支計算書(収支ノート)、領収書、農協等からの申告用証明書など

◎医療費控除を受ける方……医療費の支払総額や保険等からの補てん額をまとめた計算書
または「医療費通知」(医療費のお知らせなど)

◎社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金など各種控除を受ける方……掛金の証明書・領収書

※上記以外の所得や控除を申告される方……収入金額、支出金額の内容がわかる書類など

【お問い合わせ先】 **大仙市役所中仙支所 市民サービス課税務担当** TEL56-2117(直通)

[中仙地域] 令和6年度(令和5年分)申告相談日程表

会場：中仙農村環境改善センター 多目的ホール ※ 受付にて番号札をお取りになりお待ちください。番号順にお呼びいたします。

月日	曜日	申告相談指定町内			
		午前(受付時間:9時~11時30分)	午後(受付時間:1時~4時)		
2月	7日	水	横町、元町、栄町、旭町、新山、日の出町、新紫嶋、矢留町	南九日町、北九日町、駅前、茶畑、蓬田、谷地中、道ノ下	
	8日	木	(休) 中仙支所での申告相談はおやすみです。お急ぎの方は他の会場をご利用ください。		
	9日	金	グリーンタウン、リバーサイド新山、小合田、竹原、立石、上新町、下新町	二日町、玉川通り、六日町、神林、登町、北板屋、ニュータウン北長野	
	10日	土	(休) 市内全ての会場で申告相談は受付しておりません。		
	11日	日	(休) 建国記念の日 市内全ての会場で申告相談は受付しておりません。		
	12日	月	(休) 振替休日 市内全ての会場で申告相談は受付しておりません。		
	13日	火	(休) 中仙支所での申告相談はおやすみです。お急ぎの方は他の会場をご利用ください。		
	14日	水	長戸呂西、長戸呂東、前田小鳥田、水上・七曲、下川原西	矢野、鏝見内板屋、鍛冶屋敷、鏝見内石持、館ノ内、開、狐塚	
	15日	木	野中、高瀬、野口前、袴田北	下川原南、下川原北、袴田南、鶯野石持	
	16日	金	袴腰、中道前、上村	道ノ下宿、中道後、新関、羽場	
	17日	土	(休) 市内全ての会場で申告相談は受付しておりません。		
	18日	日	日曜申告相談受付日(午前8時に正面玄関を開場します。) ※受付時間は午後3時までとなります。		
	19日	月	(休) 中仙支所での申告相談はおやすみです。お急ぎの方は他の会場をご利用ください。		
	20日	火	(休) 中仙支所での申告相談はおやすみです。お急ぎの方は他の会場をご利用ください。		
	21日	水	長瀬、西村、押切	和村・遠藤、金鏡、村杉	
	22日	木	上黒土北、上黒土南	下黒土北、下黒土南	
	23日	金	(休) 天皇誕生日 市内全ての会場で申告相談は受付しておりません。		
	24日	土	(休) 市内全ての会場で申告相談は受付しておりません。		
	25日	日	(休) 中仙支所での申告相談はおやすみです。お急ぎの方は、他地域の日曜申告相談をご利用ください。		
	26日	月	南田、上大蔵、鶴田、水畑屋	館越、斉神、下大蔵	
	27日	火	(休) 中仙支所での申告相談はおやすみです。お急ぎの方は他の会場をご利用ください。		
	28日	水	上沖ノ郷、万願寺、沖田、大吹	上野口、中野口、梁場	
	29日	木	北観音堂、南観音堂	八丁堀、喜内野、上野田	
	3月	1日	金	(休) 中仙支所での申告相談はおやすみです。お急ぎの方は他の会場をご利用ください。	
		2日	土	(休) 市内全ての会場で申告相談は受付しておりません。	
		3日	日	日曜申告相談受付日(午前8時に正面玄関のみ開場します。) ※受付時間は午後3時までとなります。	
		4日	月	(休) 中仙支所での申告相談はおやすみです。お急ぎの方は他の会場をご利用ください。	
		5日	火	大堰端、上桜田、下桜田	下野田、米北、葛川下
		6日	水	上ノ野、八卦、手車、長楽寺	葛川上、荒田、上八幡
7日		木	(休) 中仙支所での申告相談はおやすみです。お急ぎの方は他の会場をご利用ください。		
8日		金	下東長野、東八日市、西八日市、十六沢	谷地乙森、上東長野、中東長野	
9日		土	(休) 市内全ての会場で申告相談は受付しておりません。		
10日		日	(休) 中仙支所での申告相談はおやすみです。お急ぎの方は、他地域の日曜申告相談をご利用ください。		
11日		月	小沼、大野中、田ノ尻、谷地	上五百刈田、下五百刈田、北中荒井、南中荒井	
12日		火	中西、椿、高野	三棟、北柏木田、南柏木田	
13日		水	大神成坊谷地、大神成上村	上谷地、栗沢上村、栗沢下村	
14日		木	(休) 中仙支所での申告相談はおやすみです。お急ぎの方は他の会場をご利用ください。		
15日		金	大神成下村、大神成山根	栗沢小堤、栗沢柏木野	

- ◆ 混雑緩和のため、上記の通り町内を指定しております。なるべく指定日にお越しくださるようお願いいたします。
- ◆ 大仙市内のどの会場でも申告相談ができます。(※日程等は、広報だいせん/広報だいせん日和1月号をご覧ください。)
- ◆ 混み具合によっては、午前中に受付した場合でも申告相談が午後になる場合があります。ご了承ください。
- ◆ 例年、相談期間後半及び日曜申告は大変混雑します。お早めの申告相談をお願いします。

問い合わせ先：大仙市役所中仙支所市民サービス課 税務担当 [TEL0187-56-2117]